

## 御嵩町保育所等設置運営事業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 御嵩町内に新たに保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）を設置し、運営する民間事業者（以下「設置運営事業者」という。）を選定することを目的として、御嵩町保育所等設置運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査し、その結果を町長に報告する。

- (1) 設置運営事業者の募集に応じた事業者の審査に関すること。
- (2) 設置運営事業者の候補者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置運営事業者の選定に関し、町長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育所入所児童の保護者を代表する者
- (2) 御嵩町子ども・子育て会議の委員を代表する者
- (3) 御嵩町民生委員児童委員協議会を代表する者
- (4) 保育所を代表する者
- (5) 町議会議員
- (6) 民生部長
- (7) 教育参事
- (8) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は民生部長、副委員長は教育参事をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、原則非公開とする。ただし、委員会において特に必要と認めるときは、これを公開することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、児童福祉を担当する課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。